第四十二条の五第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同項第一号中「又は同法第十八条第二項ただし書」を「、同法第十九条第一項」に、「同項ただし書」を「同項」に、「同条第一項に規定する連鎖化事業（以下この号において「特定連鎖化事業」という。）の同項に規定する加盟者（以下この号において「特定加盟者」という。）」を「連鎖化事業（同法第十八条第一項に規定する連鎖化事業をいう。以下この号において同じ。）の加盟者（同法第十八条第一項に規定する加盟者をいう。以下この号において同じ。）」に改め、「含む。）」の下に「又は同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者若しくは同項第二号に規定する管理関係事業者（同項に規定する認定管理統括事業者又は同号に規定する管理関係事業者が同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者である場合には、これらの者が行う連鎖化事業の加盟者を含む。）」を加え、「又は第二十六条第一項」を「、第二十六条第一項又は第三十七条第一項」に、「当該特定加盟者」を「これらの加盟者」に、「の計画に係る」を「又は第三十七条第一項の計画に係る」に、「当該特定連鎖化事業」を「これらの連鎖化事業」に改める。

第四十二条の六第一項及び第四十二条の九第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十の見出し中「特別償却等」を「特別償却」に改め、同条第一項中「第三項まで」を「この項及び次項」に、「第四項」を「第三項」に、「平成三十二年三月三十一日までの期間」を「令和四年三月三十一日までの期間」に改め、同項第一号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第八項中「第四項」を「第三項」に、「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第七項とする。

第四十二条の十一第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十一の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十一の三第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項第一号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同項第二号を次のように改める。

二　次に掲げる金額の合計額

イ　三十万円に、当該法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年度の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。ロにおいて同じ。）のうち当該適用年度の特定新規雇用者数に達するまでの数（イにおいて「特定新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額（当該適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けた当該法人の当該計画の認定に係る特定業務施設（以下この号において「移転型特定業務施設」という。）において当該適用年度に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数（イにおいて「移転型特定新規雇用者数」という。）がある場合には、二十万円に、当該特定新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額を加算した金額）

ロ　二十万円に、当該法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数から当該適用年度の新規雇用者総数を控除して計算した数（移転型特定業務施設のみを当該法人の事業所とみなした場合における当該適用年度の基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数より証明がされた数を控除した数（ロにおいて「移転型非新規基準雇用者数」という。）が零を超える場合には、当該計算した数のうち当該移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数を加算した数）を乗じて計算した金額

第四十二条の十二第二項中「前項第一号ハ」を「前項第一号ロ」に、「三十万円」を「四十万円」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「四十万円」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第五項を削り、同条第四項第五号中「。第十二号及び第十三号において同じ」を削り、同項第七号ロ中「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条」を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条第一項」に改め、同項第十号から第十三号までを削り、同項第十四号を同項第十号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第四十二条の十二第九項中「給与等の支給額のうち適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額」を「基準雇用者数」に、「第四項第一号」を「第五項第一号」に改める。

第四十二条の十二の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「行つた」を「行う」に、「百分の二十」を「百分の四十」に改める。

第四十二条の十二の三第一項及び第四十二条の十二の四第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十二の五第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同条第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十二の五の次に次の一条を加える。

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の五の二　青色申告書を提出する法人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十六条に規定する認定導入事業者であるものが、同法の施行の日から令和四年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該法人の同法第十条第二項に規定する認定導入計画（以下この項及び次項において「認定導入計画」という。）に記載された機械その他の減価償却資産（同法第二十六条に規定する認定導入計画に従つて実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するためのものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。）の当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　青色申告書を提出する法人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十六条に規定する認定導入事業者であるものが、指定期間内に、当該法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備につき前項の規定の適用を受けないときは、